



猶予の申請の手引 (徴収猶予)

令和3年4月

徴収猶予制度について

村税は、定められた納期限までに納付していただくことが定められています。

しかし、災害、病気、事業の休廃業等によって、村税を一時に納付することができないと認められる場合は、納期限の前後を問わず申請することができ、徴収猶予が認められた場合、1年以内の期間に限り、一時での村税の徴収が猶予され、分割等による村税の納付ができます。

また、本来の期限(法定納期限)から1年以上経って納付すべき税額が確定した村税を一時に納付することができないと認められる場合は、その村税の納期限までに申請し、徴収猶予が認められた場合、1年以内の期間に限り、一時での村税の徴収が猶予され、分割等による村税の納付ができます。

猶予が認められた場合

分割等により納付することが可能になります

+

- (1) 新たな督促や差押え、すでに差押えを受けている財産の換価(売却)等の滞納処分が行われません。
- (2) すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。
- (3) 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

申請書の作成・提出

○徴収猶予申請書

○添付書類

猶予を受けようとする金額	100万円未満 ^{※1}	100万円以上 ^{※1}
災害、病気、事業の休廃業等を証する書類	○必要 ^{※2}	
財産収支状況書	○必要	×不要
財産目録	×不要	○必要
収支の明細書	×不要	○必要
担保提供に必要な書類	×不要 ^{※3}	○必要 ^{※3}

- ※1 申請時点で未確定の延滞金は含みません。
- ※2 本来の期限（法定納期限）から1年以上経って納付すべき税額が確定した場合は不要です。
- ※3 担保提供は、猶予を受けようとする金額が未確定の延滞金を含めて100万円を超える場合に必要です。ただし、猶予期間が3か月以内又はその他特別な事情がある場合は提供不要です。

○提出先

〒904-1392 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296
宜野座村役場村民生活課

提出された申請書等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を確認して、猶予の許可・不許可・猶予を許可する金額や期間等の審査を行います。

なお、申請書等に不備がある場合、速やかに補正をしていただく必要があります。

猶予が許可された場合

「徴収猶予許可通知書」が送付されます。
届いた通知書に記入された分割納付計画のとおり、同封された納付書を使って納付します。
猶予が許可された場合、延滞金の全部又は一部が免除となりますが、一部免除後の残りの延滞金については、原則として分割納付の最終回に加算し、納付書を送付させていただいております。

猶予が不許可の場合

一定の場合には猶予が許可されない場合があります。
この場合には「徴収猶予不許可通知書」が送付されます。

完納

徴収猶予の取消し等

一定の場合には猶予が取り消されることがや、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更が認められることがあります。

宜野座村役場村民生活課税務係 TEL968-8535